

次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<税務>

「インボイス制度」

取引先はどっち？

A社さんから・・・

保存が必要なのは



それとも合わせて？

仕入先 A社さん

課税事業者 だから

注

“インボイス”保存必要

外注先 Bさん

免税事業者だから

“インボイス”ない



※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 佐藤(雅)・磯野 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●無料セミナー●対面形式にて開催 令和5年8月中旬頃 時間未定

内容:「初めての事業計画で会社を守る」講師:税理士 目黒大樹

コロナ禍の時代に併せて今後どのように事業を運営・実行していくか？

ビジネスプランを立てて、未来へ続く会社のために！

●無料相談会● 同時期に開催予定。専門家が経営/労務/相続/遺言/法務のご相談を承ります。

※セミナー・相談会ともお申込、お問い合わせは 0258-36-2685 または弊社 H.P.まで

第457号 2023年7月1日発行 『インボイス制度』取引先はどっち？

注

- ・ 本年10月1日以降 消費税を申告する為には取引先から受け取った適格請求書（いわゆる“インボイス”）の保存が必要となります。
- ・ “インボイス”を発行できるのは「課税事業者」のみです。「免税事業者」は発行できません。
- ・ 「領収書」や「請求書」がインボイスとなったり、「納品書」がインボイスとなったり、「納品書と請求書を合わせて」インボイスとなったり、取引先毎にインボイスとなる書類が異なります。
- ・ 混乱を避けるため、事前取引先各社から受取る書類のどれがインボイスとなるか確認しておきましょう。

詳しくは税理士にお尋ねください。